

令和5年度 庄内圏域水道基盤強化計画等策定支援業務委託（県事業）の概要

委託業務に関する事項（業務の内容）

1) 庄内圏域水道基盤強化計画の策定支援

- (ア) 「水道基盤強化計画」作成の手引き（令和元年9月30日薬生水発0930第3号を基本とし、**庄内圏域水道基盤強化計画の策定**を支援する。
- (イ) 計画区域は庄内圏域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町、（戸沢村、村上市の一部を含む）とし、**計画期間は、概ね15年以上**とする。
- (ウ) 目標の設定、広域化基本方針の策定
- ・ **庄内圏域水道の課題を整理し、目指すべき目標の設定と広域化推進方針を策定**する。
- (エ) 水需要、水源計画
- ・ 令和4年度までの実績を踏まえ、**中長期的な観点で将来の水需要予測**を行う。また、施設整備計画等の検討のため、予測結果の地区配分を行う。
 - ・ **水源計画の検討**に際しては、**水源、浄水施設の統廃合を進め、用水供給事業と末端給水事業が有する水源の効果的活用を図る**計画とする。
- (オ) **施設整備等に関する状況の把握・整理・整備計画**
- ・ 水道施設の整備状況、管理状況、施設面及び維持管理面のサービス水準、水道料金等について整理する。
 - ・ 2) を包括した施設整備計画を策定する。
- (カ) **広域化実現方策の策定**
- ・ **庄内圏域全体の経営基盤強化に資する広域連携の実現方策を立案し、その効果を算定**する。

2) 事業統合に係る 計画の策定支援

- (ア) **計画区域は2市1町（鶴岡市（三川町を含む）、酒田市、庄内町）**とする。
- (イ) **事業計画（施設整備計画）**
- ・ **「山形県広域化推進プラン」取組方針のとおり、段階的事業統合を前提とした計画**とする。
 - ・ **10年程度先までの、各事業体系別の水源、導水・浄水施設、基幹的な送配水施設、面的な管網整備等の施設整備計画**を作成する。施設整備は、水道広域化に伴う整備事業、既存施設・管路の更新事業に区分し、**国の交付金制度の活用を検討**する。
 - ・ **用水供給事業の水道施設を有効活用することを念頭に、水源、浄水施設の統廃合、水道施設の再編、再構築、運転監視の集約等統合後の水運用等を考慮した計画**とする。
 - ・ 酒田市小牧浄水場廃止に伴う代替水源の確保について、その必要性を整理し経済性、施工性の観点から数案比較検討し整備計画を決定する。その他地域においても、施設の共同化の必要性を検討すること。

(ウ) 管理体制

- ・事業統合後の管理体制として、組織、運転管理体制、検針・収納及び窓口などのサービス体制並びに職員による業務範囲と委託範囲、事務手数料等の統一等について、事業統合後から10年程度先までの段階的な取り組みを検討する。

(エ) 財政収支計画

- ・資産の引継ぎ、地方公営企業繰り出し基準に基づく経費負担及び他会計繰入金等の取扱いを定めた上で、アからリまでの検討結果を踏まえて事業年次計画を定め、交付金、国庫補助金及び起債対象事業に該当するか勘案し、財政収支シミュレーションにより事業ごとの料金水準（給水原価、給水単価）を検討する。

(オ) 基本計画策定

- ・広域化により期待される効果、広域化による財政面の効果等を整理する。
- ・施設整備計画及び財政収支計画を基に、事業統合後10年間の事業運営のあり方を取りまとめ、事業計画を策定する。また、庄内圏域全体の水道施設計画図を作成する。